◇**国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律**（法律第五〇号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「障害者」とは、障害者基本法に定める障害者をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいうこととした。（第二条第二項関係）

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設、地域活動支援センター又は障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

(2)　障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設

(3)　障害者の雇用の促進等に関する法律に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって常時雇用する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

㈢　この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める在宅就業障害者をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律に定める在宅就業支援団体をいうこととした。（第二条第四項関係）

㈤　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいうこととした。（第二条第五項関係）

㈥　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人をいうこととした。（第二条第六項関係）

㈦　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法に定める各省各庁の長をいうこととした。（第二条第七項関係）

3　国等の責務

㈠　国及び独立行政法人等の責務

国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととした。（第三条関係）

㈡　地方公共団体及び地方独立行政法人の責務

(1)　地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(2)　地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の業務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

4

㈠　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針

(1)　国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(2)　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとすることとした。（第五条第二項関係）

イ　国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

ロ　優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

ハ　障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

ニ　その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

(3)　厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第五条第三項関係）

(4)　厚生労働大臣は、(3)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならないこととした。（第五条第四項関係）

㈡　障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針

(1)　各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(2)　(1)の方針は、次に掲げる事項について定めることとした。（第六条第二項関係）

イ　当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

ロ　その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

(3)　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、(1)の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第六条第三項関係）

(4)　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、(1)の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととした。（第六条第四項関係）

5　調達実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知することとした。（第七条第一項関係）

6　厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請

厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができることとした。（第八条関係）

7　地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等

㈠　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないこととした。（第九条第一項関係）

㈡　㈠の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めることとした。（第九条第二項関係）

㈢　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、㈠の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第九条第三項関係）

㈣　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、㈠の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととした。（第九条第四項関係）

㈤　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表することとした。（第九条第五項関係）